The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	対日占領における民間情報政策 : 「ナトコ」による啓蒙活動の実態と背景
Author(s)	阿部, 彰
Citation	大阪大学人間科学部紀要. 1983, 9, p. 239-265
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/11273
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

対日占領における民間情報政策

――「ナトコ」による啓蒙活動の実態と背景――

阿　部　　彰

1. 民間情報管理の理念と性格
2. 啓蒙政策の展開と「ナトコ」の導入
3. 「ナトコ」運営の実態
4. 「ナトコ」に見る民間情報政策の変容

対日占領における民間情報政策

——「ナトコ」による啓蒙活動の実態と背景——

連合国軍による対日占領の末期，1,000台余の新鋭映写機が全国津々浦々をかけめぐった。それが，「ナトコ」(NATCO；米国ナショナル・カンパニイ社製十六粍発声映写機）であった。白文字で「米国陸軍所有」(Property of U. S. Army) と，くっきりと描かれた機材の巡回に，天皇の玉音放送も，マッカーサーもはるか遠い存在でしかなかった人々も，占領下の現実と時代の推移を感じとらざるを得なかった。文明開化や大正デモクラシーが，一握りの指導者や都市部の一部が「文化的ショック」を体験したにすぎなかったのに比し，農山村，ことに無電灯地区に巡回の重点をおいた「ナトコ」は，はるかに広範多様な人々をその影響下においた。

本稿では，かかる「ナトコ」導入の経緯と運営の実態に関する分析を通じて，その政策意図と限界を明らかにする。

1. 民間情報管理の理念と性格

連合国軍は，対日占領を円滑に遂行する上での必須要件として民間情報（広報）活動による，日本国民の意識改革を重要視していた。すなわち，日本全土への進駐が開始された（8月28日）直後に，米国大統領トルーマンから連合国軍最高司令官マッカーサーにあてて，対日占領の指針として発せられた基本文書「降伏後における米国の初期の対日方針」("United States Initial Post-Surrender Policy for Japan" 8月29日，公表は9月22日）中において，占領政策は米国の主導で行なわれること，統治形態を間接統治とすること等の基本原則に加えて，「(日本国民は）占領の目的及政策並に其の達成上の進展に関し詳細なる情報を与えらるべく」，「(日本国民に対して）其の現在及び将来の苦境招来に関し，陸海軍指導者及其の協力者が為したる役割を徹底的に知らしむる為一切の努力が行わるべし」，「(日本国民は）米国及其の他の民主主義国家の歴史，制度及成果を知る機会を与えられ，且其の事を奨励せらるべし」と明記されていた[1]。このことは，やがて，日本占領の実働部隊としての位置にあった地方軍政部軍政要員のマニュアル中に，つぎのように敷衍されて掲げられた[2]。「日本の民主化を目指した諸計画の成否は，究極的には日本国民の啓発された自主的な取り組如何に係っている。たとえば，成程，農地改革は総司令部指令によって実現可能であるが，そ

の制度の維持存続は，日本国民の本質を知ろうとする努力を通じて初めて保障される。これが，日本国民の必要とする知識を提供する広報活動が求められる所以である。知ることこそ，新たな行動を促す前提なのである」と。

当時，まだ連合国軍総司令官総司令部（GHQ/SCAP）は置かれておらず，米国太平洋陸軍（USAFPAC）の参謀第五部（軍政担当）が暫定的にそれを代行していた[3]が，同部を構成する枢要な部局として情報普及局（Information Desemininination Section）が位置づけられていた[4]ことは，対日占領における情報（広報）活動の緊急性と重要性を裏づけるものであった。情報普及局の機能は，前記「対日方針」公表当日の9月22日に設置された民間情報教育局（のち GHQ/SCAP の開設<10月2日>とともに，移行し，その一局となる）内の民間情報関係諸課（新聞・出版・ラジオ・映画・演劇・図書館）に拡充されて引き継がれ，あらゆる情報媒体と接触を保ち日本国民へ情報を提供することによって，1．軍国主義と極端な国家主義の撲滅，2．日本敗戦の事実を明らかにし，日本国民に戦争の責任，日本軍の犯した残虐な行為および日本指導者の戦争犯罪を熟知せしめる，3．健全なる経済を育成し，民主的組織を促進する，4．国民に対し責任をとる自由政府の建設を援助する，5．政治および国民の自由を拡大し，集会，公の討論教育，自由選挙の権利を増大させ人権を尊重せしめる，等に関する広報上の任務遂行が期された。

もともと，情報活動は戦局の展開において作戦行動の前提として常に重要視されたが，ことに，言語，習俗，国民性の異なる日本との対戦に際し，米国は，情報収集（諜報），情報頒布（宣伝，広報）態勢の整備に早くから本格的な取り組みを見せ，日系二世の大量動員によって，日本軍および日本本土に対する心理作戦を担当した統合諜報局（Allied Inteligence Beaurou）や，最盛期には2,000人のスタッフを擁し，多量の日本語文書や日本人捕虜からの情報収集にあたった統合通訳翻訳局（Allied Translator Inferpreter Section），および，これらの下部組織としての対敵諜報部隊（CIC；Counter Inteligence Corps）等の諸組織を逸早く確立し，その活発な活動は対日戦争の有利な展開と早期終結をもたらした。これらによる情報関係諸活動の総元締が，米国太平洋陸軍総司令部（GHQ/USAFPAC）の参謀第二部（G-II, 部長 Mager General, C. A. Willoughby）であった[5]。

戦闘行為が終息し，日本本土への上陸が始まり，やがて，占領統治が具体化するにつれて，それに即応した情報関係部局の整理再編が企図された。すなわち，第一に，軍国主義・超国家主義的および反占領的言動の掌握と摘発，第二に，占領目的および民主主義に関する啓蒙，広報が新たな使命として課されることとなり，前者については民間諜報局（CIS；Civil Inteligence Section），後者に関しては，前記，情報普及局を経て民間情報（広報）教育局（CIE；Civil Information and Education Section）が，それぞれ GHQ/SCAP 内に設けられた。実戦部隊として米国太平洋陸軍総司令部内にあって，対日戦争遂行上の中枢的役割

図—1　情報管理（広報，諜報）機構図（'46.7.1）

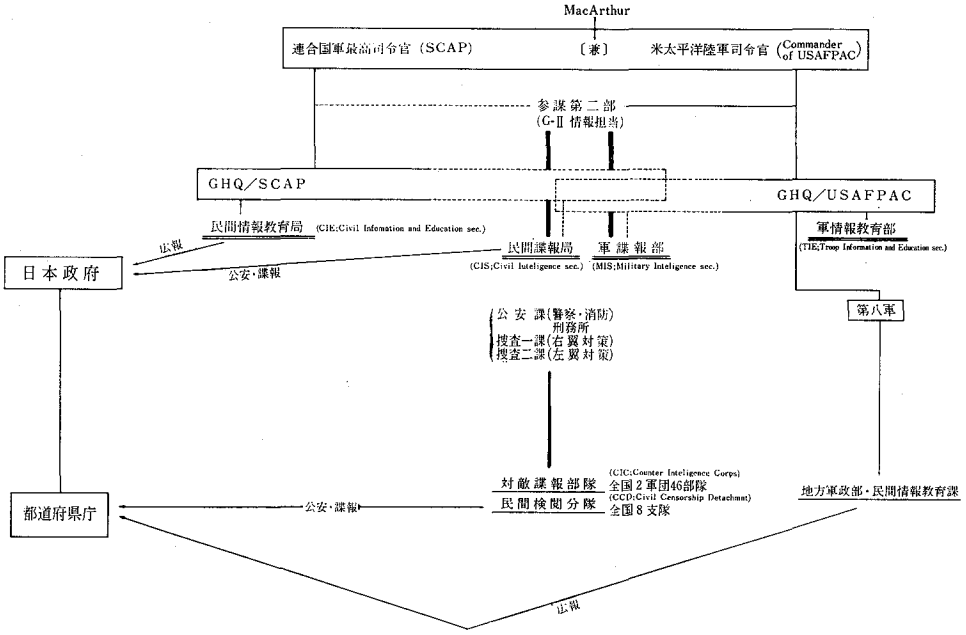

（注）下記諸資料により作成した。
拙著『戦後地方教育制度成立過程の研究』(1983) p. 7
GHQ/FEC "Operation of the Military Inteligence Section GHQ, SWP A/FEC/SCAP" (1950) p. 8-11, p. 16. 130-1.
GHQ/FEC "A Brief History of the G-2 Section, GHQ, SWPA and Affiliated Units" (1950) p. 115-5, 61-2.
GHQ/FEC "Operation of the Civil Inteligence Section GHQ, FEC and SCAP" (1949) p. 96, p.61.
GHQ/FEC "Operation of the Counter Infeligence Corps in the SWPA" (1948) p. 88.
村田聖明「米国諜報機関は日本で何をしたか——特高なき日本の特高——」『文芸春秋』31巻2号，1953年，p. 168-175
堀場清子「占領下の検閲をみる」『未来』No. 192，1982年，p. 12-19
福島寿郎「占領初期における新聞検閲」共同研究『日本占領軍，その光と影』上巻，1978年，p. 115-136

を占めていた一般参謀部 (G-I～G-IV) が，平時における，占領地行政の実施にあたっては，GHQ/SCAP の補助的立場〔limited non-military (SCAP) function〕に後退するに至る[6]のは当然であり，これに即して，G-II が従来掌握してきていた情報関係の組織，権限の大部分が GHQ/SCAP の民間諜報局，民間情報教育局に移行されるべき筋合であった。然るに，実際には，間接統治による占領統治機能の効率低下を補完するため，米国太平洋陸軍の部隊編成は戦時態勢を濃厚に保っていた[7]ため，一般参謀部の GHQ/SCAP 各局に対する影響力は変ることなく維持され，戦後においても占領政策遂行上益々その重要性が高まっていた情報活動における G-II の民間諜報・民間情報教育両局に対する指導性は，組織・機能

上における旧来の密接な関係に由来して発揮された。中でも，G-II の強力な実働部隊たるCIC を引きついで成立していた民間諜報局[8]と G-II との一体的性格は依然として継承され，その実態をふまえて1年後の1946年5月3日には，民間諜報局は GHQ/SCAP の系列下から離れ G-II 直属の組織となり，名実ともに G-II の出先機関として位置づけられるに至った[9]。（**図1**参照）

この間における民間情報活動は，戦犯に関する情報把握と摘発，軍国主義・超国家主義者および関係諸団体の調査と対応措置，戦時統制の撤廃，マスメディアへの検閲による情報統制など，民間諜報局およびその末端実施組織による非軍事化政策実施のための情報収集と政策的活動に比重がおかれていたが，これをふまえて，やがて，前記「対日方針」に示されたような，広範な一般国民を対象として占領目的の啓発，民主主義の理念・制度の啓蒙に係わる情報伝達＝広報活動が前面に押し出され，その遂行が民間情報教育局の民間情報関係諸課に委ねられることとなった。

2. 啓蒙政策の展開と「ナトコ」の導入

民主的制度・理念の普及過程において，全国各地における，その徹底の保障と確認は，多く地方軍政部の組織，機能に依存せざるを得なかった。それは，第一に，民間諜報局（CIS）の対敵諜報部隊（CIC）や民間検閲部隊（CID）の如く，民間情報教育局には直轄の地方組織がなかった事情に由来し，第二に，文部省，地方庁に当該事務専管部局が欠落し，結局日本側行政機構を通じての円滑な施行に多くを期待し得なかったからに外ならない。

地方軍政部（Military Government Units）の組織は，第八軍司令部から発せられる施行命令（O. D.; Operational Diretive）に依拠して作動する仕組となっていたが，それは基本的に GHQ/SCAP の各局から達示される命令書簡（Letter Order）を置きかえたものであったから，ここに，間接的ながら GHQ 各局が地方軍政部を動かすための態勢が整えられていた[10]。

1947（昭和22）年8月16日に発せられた第八軍施行命令第57号「民間情報（広報）活動の件」（Civil Information Activities）は，一連の民主化政策に係わる広報・啓蒙における地方軍政部の立場と役割を初めて明らかにし，地方レベルで本格的な取り組みがなされるきっかけとなった。同施行命令によれば，GHQ が前掲「降伏後における米国の初期の対日方針」に依拠して策定する，日本国民に対する「再教育並びに情報伝達のための方針および計画」（reorientation and informational policies and programs）は，その管理の下で日本の官公庁，民間団体およびマスメディアにより実施に移されるが，GHQ の力が行き届かない地方の官公庁，民間団体，マスメディアに対しては地方軍政部に委ねることにし，以て，当該活

動の効率化と徹底が期された。これを裏づけるように，「日本人に，占領のねらい，命令や計画の内容について啓発する（inform）こと」が，地方軍政部の主要な任務として，担当官のマニュアル中に掲げられた[11]。

同施行命令において，地方軍政部の，日本側に対する民間情報（広報）に係わる働きかけは，中央レベルにおけるGHQの場合と同様，広報活動の在り方，方法に関する指導（guidance）と，新たな情報，資材，サービスの提供を行なう援助（assistance）とから成っていたが，とくに，地方軍政部の実働的性格・機能にてらして附与された使命は，映画を用いた広報活動に対する積極的な取り組みであった。これに即して，十六粍トーキー映写機，映画フィルム，スクリーン等，映画用機材の地方軍政部への配布予告とともに，その使用手続の概略が明記され，やがて，これらの基本方針は，「地方軍政部の利用に供すべき映画用機材の件」('47.10.15 O.D. No. 61 "Motion Picture Projection Equipment for Use by M.G. Units")，「民間情報（広報）活動のために地方軍政部によって使用されるべき機材の件」('48.5.26 O.D. No. 37 "Equipment for by M.G. Units in Connection with Civil Information Activities")，「日本の視覚教育計画」('48.10.25 O. D. No. 57 "Japanese Visual Education Program"）として順次具体化に向けての措置がなされ，映画は，地方軍政部による民間情報（広報）活動における方法上の最優先項目として常に位置づけられ，重要視された（**表1**参照）。

連合国軍が民主化政策を推進する上での有力な方法として映画に着目し，しかも大量の新鋭映写機の導入を併せて企図した背景には，広範かつ多様な人々を対象とする啓蒙手段として映画が最も有効であり，就中，発声映写機により一層の効果が見込まれたことに加えて，既存の広報媒体に依存せず新たに別個の組織を形成し，それを活用することこそ着実かつ効率的に広報・啓蒙の目的に到達し得ると見なされた事由があったが，これを一挙に実現に至らしめたきっかけとして，米国太平洋陸軍の部隊教育用として活用され，ないし追加発注中であった米国ナショナル・カンパニイ（National Company）社製の最新鋭映写機（商品名「ナトコ」NATCO）が，対日戦争の早期終結と対日占領の円滑な進捗に伴ない使命を終え，その大部分を民間広報用に転用することが可能となった事情が大きく作用していた。

文部省に未だ視聴覚教育行政担当課が欠落し（当分，社会教育局芸術課が兼担），地方においてはさらに態勢が立ちおくれていた事情下にあって，「ナトコ」機材を最も有効に活用し得るかは，地方軍政部の対応如何に係わっていた。然るに，都道府県軍政部民間情報教育課の実態は，スタッフが限られ民間教育・民間情報の職務分担も明瞭でなく，しかも，新学制の実施準備，教員の再教育，新教育の推進等緊急度の高い学校教育部門の整備にその精力をさかれ，新課題に着手し得る余裕を欠いていた。第八軍司令部が1948年3月，地方軍政組織を2年ぶりに改編し，民間情報課（Civil Information Section）の分離独立を図ったのは，

表－1　民間情報<広報>関係優先政策課題（第八軍司令部'48～'49）

年　月	内容上の優先項目	方法上の優先項目
'48年 4～6月	1. 供米 2. 学校の非集中化促進 3. 納税 4. 農業の生産性向上 5. 農業の協同化 6. 石炭増産 7. 政治的（民主化）啓蒙 8. 土地改良 9. 害虫駆除 10. 疫病予防	1. パンフレット，リーフレット，ポスターの配布 2. 十六粍映画計画の推進 3. 図書館の設置促進
'48年 7～9月	1～10　上に同じ	1. 十六粍映画計画の推進 2. 各府県フィルムライブラリーの設置促進 3. 公民館の設置促進
'48年 10～12月	1. 教育委員会法の趣旨徹底 2. 供米 3. 政治的再教育 （地方自治，市民の権利と義務） 4. 納税 5. 保健センターの推進 6. 児童福祉 7. 石炭増産 8. 労使関係 9. 生活保護法の趣旨徹底 10. チフス，ジフテリア予防	1. 視覚教育計画の推進
'49年 1～3月	1. 納税 2. 労使関係，労働者教育 3. 政治的再教育 （地方自治，市民の権利と義務，選挙） 4. 石炭増産 5. 保健センターの推進 6. 児童福祉 7. 教育委員会法の趣旨徹底	1. 視覚教育計画の推進
'49年 4～6月	1. 納税 2. 政治的再教育 （地方自治，選挙） 3. 食糧の供出と配給 4. 石炭増産 5. 漁業の協同化 6. 労使関係，労働者教育 7. 保健センターの推進	1. 各種集会，討論会，公民館活動を広報媒体として活用 2. 視覚教育計画の推進
'49年 7～9月	1. 納税 2. 政治的再教育 （地方自治，選挙） 3. 食糧の供出と配給 4. 石炭増産 5. 労使関係，労働者教育 6. 保健センターの推進	1.～2.　上に同じ

（注）HQ 8th Army "Prioriti of Military Government Activities"（3ヶ月毎に地方軍政組織に示達，『GHQ/SCAP Records』CAS (B) 1315～6 所収）により作成。
優先政策課題の地方軍政部の機能における位置づけについては下記参照。
拙著『戦後地方教育制度成立過程の研究』1983年，第1章第3節の1（p. 72～p. 75）

上述の事情に即した措置に外ならず，「ナトコ」による計画を全国規模で実施するための準備が大きく前進したことを物語っていた。果して，これと同時に，GHQ，文部省で基本計画がまとまり，両者から地方軍政組織，府県庁にそれぞれ施行命令，通牒として実施要領が示達される手はずが整えられた[12]。

しかしながら，結局，この時点で当該計画の全面実施は見送られ，およそ半年間棚ざらしの状態に置かれることになった。この遅延の背景には，貸与予定の映写機の到着のおくれや日本側の受け入れ態勢，とくに映写技術者養成の準備が整っていなかった外，より根本的には，GHQ から示された実施要領中において，府県庁社会教育課内に新設される視覚教育係に企画，配給，修理等「ナトコ」の業務全般にわたる権限が附与され，また，府県立図書館内に置かれるフィルムライブラリーをも監督下におく等に象徴されるような，同係への強い権限集中が行政運営上の均衡を失するとして日本側から問題視され，両者間で意見調整に手間どった事情があったためと見られる。

ただし，GHQ にしても文部省にしても，実施計画の円滑な遂行にはなお調整の必要を認めながらも，基本的にその趣旨に即して諸条件を整えることの意義と緊急性をふまえ，それぞれの立場から順次具体的な取り組みを開始した。まず，文部省は計画の概要を各都道府県に内達し，「ナトコ」受け入れのための組織上の準備方を指示[13]する一方，映写技師の養成に関しては，別途起草していた「視覚教育指導者講習会について」なる通牒（1948年4月，発社100号）を発し，実施要項を提示した。同通牒は，一連の「ナトコ」計画の施行細則的位置づけを有するにすぎなかったが，肝心の本体部分が後まわしとなったため，その冒頭に「連合軍司令部はポツダム宣言の条項により日本人の啓蒙と民主化の目的をもって全国都道府県に十六粍発声映写機を貸与し視覚教育の振興を図ることになった」と謳い，ここに「ナトコ」の導入とその趣旨が初めて公式に明らかにされた[14]。同講習の受講者として社会教育課長，視覚教育係長及び同係職員，図書館長，フィルムライブラリー係員（以上必修），公民館長，PTA 役員，地区視覚教具サービス本部長が掲げられたが，このうち視覚教育係長，フィルムライブラリー，地区視覚教具サービス本部長については，法令上，事前に公式に明文化されないまま既定の如く提示されており，この経緯に実施準備上の見込違いと混乱の態様を見ることができる。講習会は，CIE 係官，文部省係官を講師として4月20日から始められ，全国主要11都市に設けられた会場に各都道府県から推薦された関係者（各府県50名ずつ）が参加し，6月20日全日程が終った[15]。各会場では「ナトコ」映写機による操作実習に重点がおかれ，習得者に同機の使用許可証が交付された。同講習修了者が中心となり，引きつづきそれぞれの府県において伝達講習がくり返され映写技師の養成が図られた。

一方，GHQ は，同講習の進行をふまえて既配置分に加えて新たに「ナトコ」映写機 150 台を各都道府県に均等に配置し，地方軍政部の監督の下で全国的に映写活動を開始すること

にし，第八軍司令部を通じて各軍政部に対し制約された条件下において当面とるべき措置方を示達した（1948年5月26日，施行命令第37号）。同施行命令において，「ナトコ」映写機が各都道府県軍政部に3台ずつ各地区軍政部に1台ずつの割合で増配され日本側に貸与されること，映写機は必ず有資格者（免許証保持者）が操作すること，入場料は原則として徴収してはならないこと，日本映画も内容によっては併映しても差し支えないこと，等が運営指導上の指針として示された[16]。

このような，文部省，GHQ，地方軍政部の一体となった働きかけに呼応して，各都道府県では急ぎ視覚教育係長の人選に着手し，各府県図書館内にフィルムライブラリーを開設するための突貫工事が進められ，さらに，関係府県代表者による度重なる会合を経て地区視覚教具サービス本部の設置が具体化する等，日本側の受け入れ準備が急速に進展した。加えて，到着がおくれていた一部の映写機も7月から8月にかけて入荷し予定数がほぼ揃ったことから，映写活動を本格的に開始する諸条件が整えられた。ここに至り，ようやく公式に「ナトコ」による映写活動の組織運営上の準拠規定が，文部次官通牒発社103号「連合軍総司令部貸与の十六粍発声映写機及び映画の受入について」として発せられた。

同通牒「発社103号」には，**図―2**のように，運営上の企画立案を担当する視覚教育係，機材保管，出納の実務を担当するフィルムライブラリー係，さらに機材の修理補給のために各地区に置かれる地区視覚教具サービス本部，が「ナトコ」による活動を支える組織として

図―2　「ナトコ」管理運営組織図（1948.11.1）

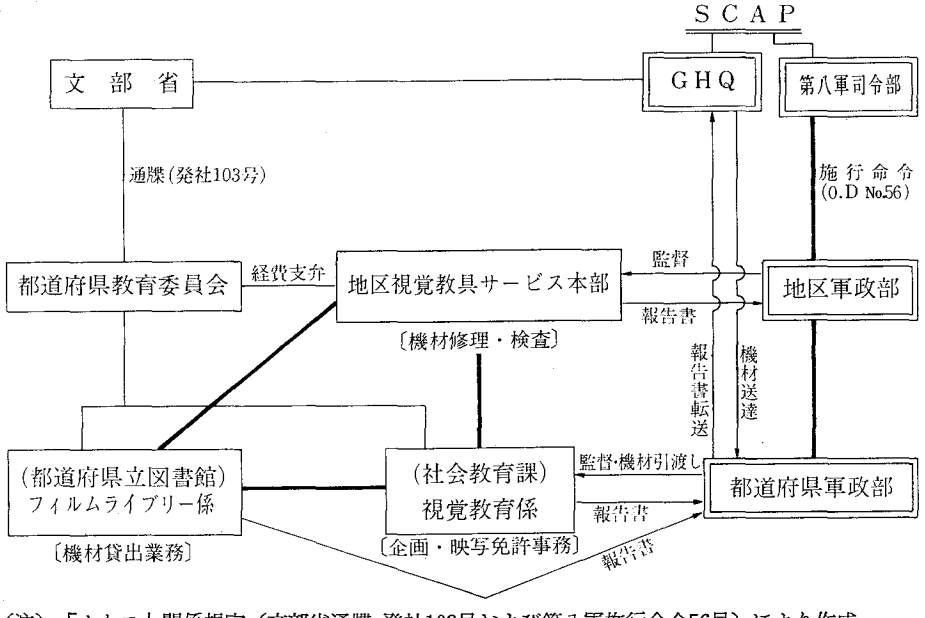

（注）「ナトコ」関係規定（文部省通牒 発社103号および第八軍施行命令56号）により作成。

表―2　「ナトコ」管理運営に関する各機関の業務内容（発社103号により作成）

担当機関	業務内容	関連事項
視覚教育係	◦視覚教具利用上の企画 ◦移動映写計画の企画立案実施 ◦（係長）映画上映計画書の作成と提出（軍政部あて） ◦（係長）映写技師の養成と免許状交付 ◦（係長）映画機材事故（盗難，紛失，故障）報告書の作成と提出（軍政部あて）	都道府県に置くべき移動映画班の数（大規模県5，中3，小2） 1台当りの上映日1ケ月20日以上，運営月次報告書中の1項として報告
フィルムライブラリー係	◦予約，貸出し及び記録事務 ◦上映予定計画と映画に関する情報資料の展示 ◦機材明細目録の作成（年2回，地区サービス本部あて，軍政部検認） ◦週間上映報告の作成と提出	週40時間以上開館 1月および7月，各2通，正本は軍政部をへて GHQ へ
視覚教育係長フィルムライブラリー司書	◦運営月次報告（活用計画，映写技師養成，免許証発行数および氏名等に関する詳細な記述）の作成と提出（軍政部あて）	毎月5日までに提出，3通 正本は軍政部をへて GHQ へ
地区視覚教具サービス本部	◦機材，フィルムの修理，維持，配給 ◦機材（現有全映写設備，予備部品）目録の作成と提出（年2回，地区軍政部へ提出） ◦出荷（故障品）明細書の作成と提出（地区軍政部係官の副署） ◦業務状況報告(月1回，地区軍政部提出)	各本部運営のための人件費，物件費は，地区所属の各都道府県が分担支出する。 1月および7月　各2通 3通 毎月5日までに提出　3通

明示されたが，それぞれの機能が十分果されているかどうかについて，きわめて厳重なチェックが地方軍政部を通じてなされる方途が講ぜられ，特色をなしていた。すなわち，表―2のように，各種報告書の作成と定期的提出を義務づけることによって，「ナトコ」の稼働状況（1台につき，1カ月20日以上），巡回映画班の組織状況（府県の規模により5～3班結成），フィルムライブラリーの開館状況（週40時間以上）および機材管理（修理，補給，紛失）状況等を厳密に把握し，効率的な運営を期して指導援助がなされるための監視システムが形成されていた。

加えて，先きの実施要領（1948年3月）において，日本側が行政慣行に反するとして抵抗した視覚教育係の広範な業務管理上の権限（「企画，配給，修理」）が「企画利用」とやや限定され，フィルムライブラリーの所轄も視覚教育係から図書館長に移される等の措置がとられたものの，依然として視覚教育係は教育長――社会教育課長のルートとは別途に，府県軍政部によって「直接の」監督を受けるものとされ，利用計画の立案，機器・フィルムの使用，映写技師の養成および免許証の交付等主要な業務について大幅な権限が附与され，「ナトコ」運営における事実上の責任者としての立場を占めていた[17]。「ナトコ」運営に関する地方軍

政部の強い監視体制と，それを背景とした視覚教育係長への権限の集中は，日本側行政関係者に緊迫と当惑を与える[18]とともに，予算配分では優先的取り扱いを受け，社会教育費の大部分が「ナトコ」関係経費で占められる結果をもたらした[19]。このような，地方軍政部による日本側への強力な働きかけを通じて「ナトコ」政策を推進する拠となったのが，第八軍施行命令第57号「日本の視覚教育計画」（1948年10月25日）であった[20]。当該施行命令が発社103号（同年10月26日）に一歩先んじて管下軍政組織に発せられたことは，「ナトコ」に対する連合国側の意気ごみと主導的立場を裏づけていた。同施行命令には「ナトコ」管理運営に関する GHQ，地方車政部の基本方針が鮮明に示され，その趣旨をより顕現せしめようとした形跡が認められる。その第一は，視覚教育係の権限についてである。発社103号においては，前述のように各府県立図書館におかれるフィルムライブラリーの管理責任を図書館長とし，同時に機材の修理，配給に関する業務管理も視覚教育係から分離し，同係への権限集中を極力抑制する措置がとられたが，施行命令57号では，視覚教育係にフィルムライブラリーの監督権限を附与し，また，地区視覚教具サービス本部をフィルムライブラリーの管理下におくことによって，事実上，視覚教育係が「ナトコ」の管理運営に関し総括的権限をもつものと位置づけられ，このことと相俟って，府県軍政部と視覚教育係との「密接な関係」が強調され，同係を窓口として「ナトコ」政策を効率的に推進する体制の確立が標榜された[21]。いわば，発社103号に現われた譲歩，妥協を，施行命令による地方軍政部から日本側への直接的働きかけを通じて，運用面から修正，挽回を期そうとしたものと見られる。第二は，機材送受ないし日本側からの諸報告書転送に関する事務について，地方軍政部，就中，都道府県軍政部が直接 GHQ の民間情報教育局教育映画課と連絡する方途が講ぜられたことである。これらは，本来，文部省を経て都道府県庁に通ずる日本側の行政ルートによって措置されるべき事項であるにもかかわらず，地方軍政部がその代行機関として位置づけられた背景には，単に，日本側連絡網，輸送網の不備が「ナトコ」の円滑な運用の障害となることが懸念された事情があったに止らず，同計画における軍政部の立場の重要性を如実に物語るものであった。

3. 「ナトコ」運営の実態

各都道府県軍政部を通じての「ナトコ」機材の貸与は1948年末には完了し，その中核となる映写機は，地区視覚教具サービス本部留保分を除いて1,000台余が当該府県の人口と面積の按分により配分がなされた。同じ項，各都道府県主催の「ナトコ」操作技術講習も一通り終了し，一府県平均280人余の映写技師が誕生した[22]（**表—3** 参照）。

映写機の配置，映写技師の養成が進むにつれて，各地で映写活動が始められ1948年から翌

表—3　「ナトコ」映写機，映写技術者配置状況および関係予算額（1949年）

区分 / 都道府県	映写機配置台数	映写技術者 講習会数	映写技術者 総人員	内訳（%） 教員	内訳（%） 官公吏	内訳（%） 一般指導者	映写機一台当り人数	関係予算額（万円）	（参考1）幻灯配置台数 ベスラー型	（参考2）標準型スクリーン配置数
北海道	80	8	340	60	30	10	4.2	530	46	68
青森	23	13	134	67	6	27	5.8	315	12	20
岩手	26	14	172	57	27	16	6.6	372	14	22
宮城	22	7	294	93	3	4	13.1	179	12	19
秋田	23	3	176	56	32	12	7.6	348	11	18
山形	24	13	699	67	15	18	29.1	261	13	19
福島	34	14	370	49	28	23	10.8	218	19	28
茨城	30	5	633	75	5	20	21.1	205	16	25
栃木	21	19	296	85	8	7	14.9	292	10	17
群馬	18	4	136	39	0	61	7.5	210	9	14
埼玉	25	2	82	34	51	15	3.2	433	13	21
千葉	25	12	450	72	10	18	18.0	254	14	22
東京	44	11	479	70	20	10	10.9	302	24	35
神奈川	18	5	317	55	24	21	9.7	331	11	16
山梨	15	16	117	92	4	4	7.8	186	8	12
長野	28	4	85	24	48	28	3.0	177	17	28
新潟	36	33	639	52	0	48	17.5	800	21	32
富山	17	2	202	62	13	25	11.8		9	12
石川	20	5	84				4.2	72	10	16
福井	14	3	294	93	6	1	21.2	148	9	13
岐阜	23	18	282	76	7	17	12.3	176	12	19
静岡	28	15	499				17.8	135	15	24
愛知	30	10	381	37	37	26	12.8	226	16	25
三重	22	4	110	55	18	27	5.0		12	18
滋賀	14	4	93	57	35	8	6.4	113	8	11
京都	23	4	422	54	25	21	18.4		10	16
大阪	26	6	100	36	56	8	3.8	206	12	20
兵庫	29	4	314	55	32	13	10.8	200	17	28
奈良	16	12	120	79	21	0	7.5	260	9	12
和歌山	19	8	262	75	10	15	13.7		10	15
鳥取	12	14	291	69	31	0	24.2	124	5	7
島根	18	14	543	74	15	11	30.1	128	10	16
岡山	25	4	357	87	10	3	14.2	308	12	17
広島	28	27	214	52	34	14	7.6	286	16	26
山口	21	10	450	91	5	4	21.4	300	11	17
徳島	16	18	600				37.5	160	8	12
香川	16	25	460	22	72	6	28.7	410	8	12
愛媛	21	6	185	57	38	5	8.8	310	11	16
高知	20		320	70	6	24	16.0	182	10	16
福岡	34	3	142	42	44	14	4.1	346	15	24
佐賀	11	4	166	70	30	0	15.1		6	9
長崎	20	5	350	83	0	17	17.5	118	11	16
熊本	23	10	260	79	15	6	11.3		14	21
大分	13	2	40	50	25	25	3.1	225	10	16
宮崎	12	2	55	17	58	25	4.6	148	7	9
鹿児島	21	4	44				2.1	199	13	19
計	1070	425	13,052	—	—	—	—	9663	586	910
平均	34	9.2	281.1	61	23	16	12.8	242	13	20

（注）下記資料により作成した。関係予算額のみ1950年度の統計を掲出した。
『映画教室』3巻6号（1949年6月1日）p. 10-11
日本教育映画協会『視聴覚教育要覧』1952年，p. 224
『GHQ/SCAP Records』CAS (A) 9542
映写機は，この外，各地区視覚教具本部にも平均およそ30台ずつ予備として留保されていたから，それを含めた総配置台数は1,300台余となる。

図－3　CIE 映画観覧者数(1)—'47年1月～'51年12月

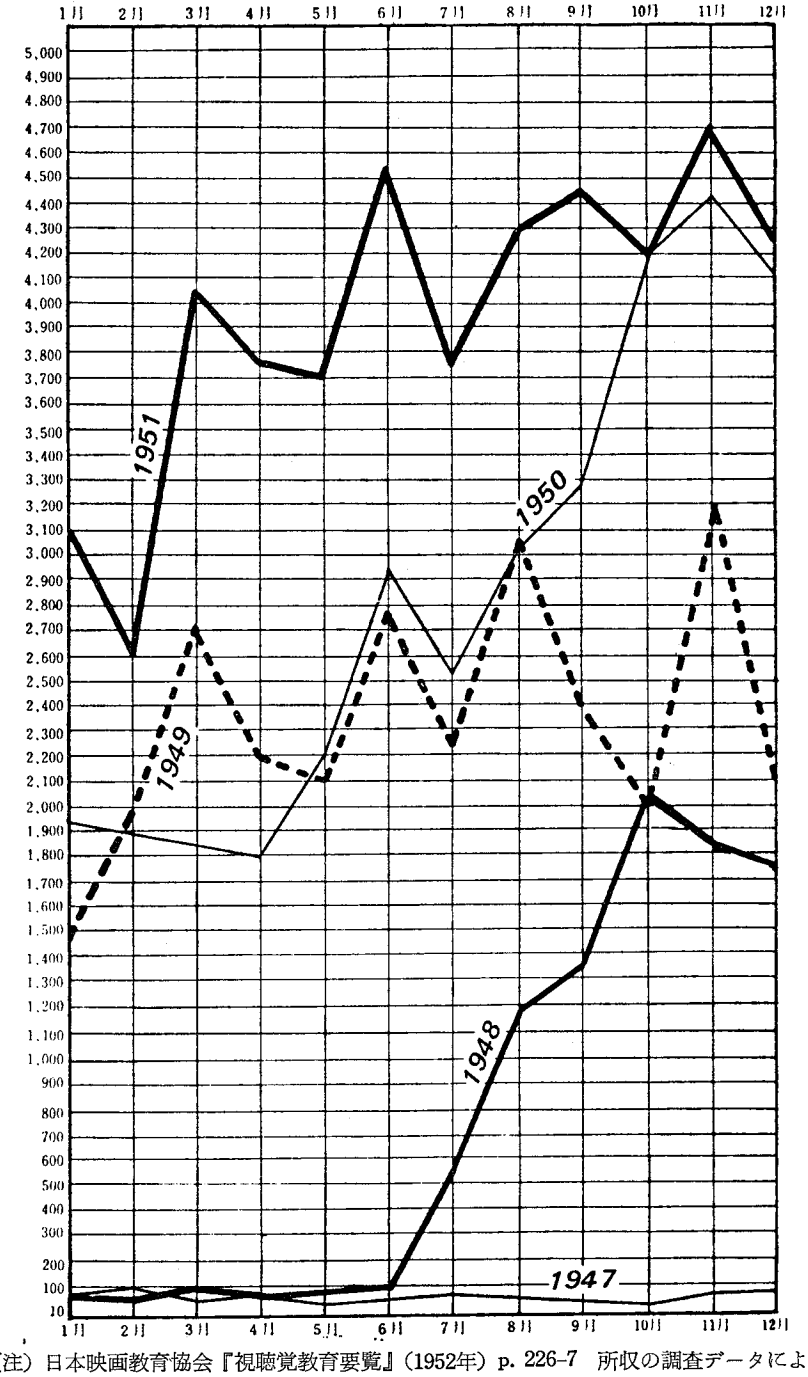

（注）日本映画教育協会『視聴覚教育要覧』（1952年）p. 226-7　所収の調査データによる。

年にかけて本格化した。それに伴なって「ナトコ」映画の観覧者は飛躍的に増加したが，この間，当初の，都市部における常設館を利用しての劇場映写から，やがて農山村を中心とする移動映写が主力となる傾向が顕著に見られた（**図3～4**）。これは，発社103号において，「ナトコ」映画を出来るだけ多くの人々に見てもらうための有効な方法として移動映写を強く推奨し指導した結果に外ならなかった。同通牒には，「日本の人口の35％から50％は劇場から隔離されている現状」をふまえて，映画の機会にめぐまれない地域を中心に巡回上映計画を立てることを勧め，「（当該計画は）とくに重要」であるが故に，その実施案については軍政部の検認を経ることを義務づけていた。事実，当時全国にはおよそ2,000の映画館（三十五粍トーキー映写機設置）があったが都市部に偏在し，映画館のない町村は90％に達していた。一方，学校には5,834台の稼働可能の十六粍映写機があったが，そのほとんどはサイレントで，しかも都市部の大規模校に集中していた。したがって，農山村に住む多くの人々にとって映画とは縁遠い状況下におかれていた[23]。「ナトコ」を各都道府県に配当するにあたって面積を加味し，広さに応じて移動映写班の編成数を増加し（大規模県5班，中規模県4班，小規模県3班），「ナトコ」1台当りの最低稼働日数（1カ月20日以上）を定め，かつ，前記移動映画実施計画に対する軍政部の強い監督権限の附与等の諸措置は，結局，「ナトコ」運営において映画の機会にめぐまれない地域に格別の配慮を払うべき趣旨に依拠してなされたに外ならなかった。ここに，受入態勢が整備されるにつれて，綿密に計画された移動映画が「ナトコ」による映写活動の中核となり，その定着とともに観覧者数の増加に大きく寄与するに至る必然的事情があった。

図―4　CIE 映画観覧者数(2)
―劇場，移動別―

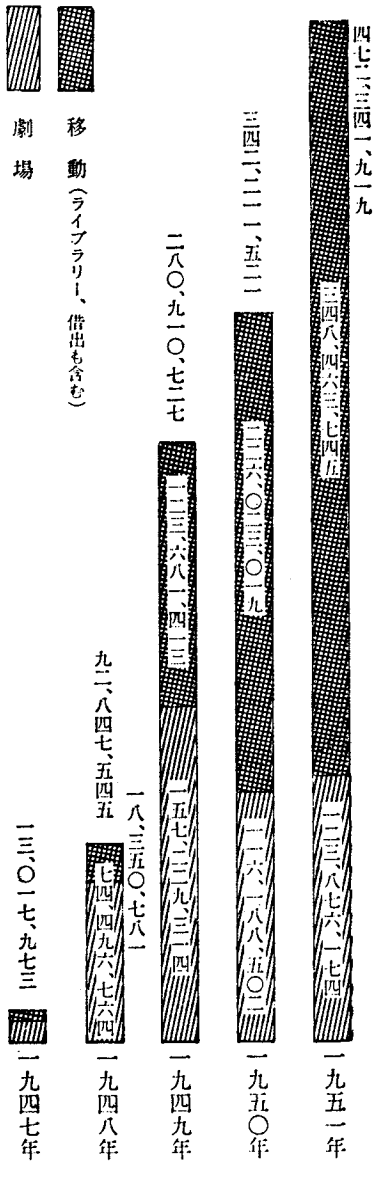

移動映写は，受入側（市町村，公民館，青年会，婦人会）に少なからぬ経費負担（設備，電気配線，技師の宿泊等）を余儀なくせしめたのみならず，劣悪な電力事情（無電灯地域お

図―5　「移動映写」実施計画図（新潟県佐渡　1949年7月）

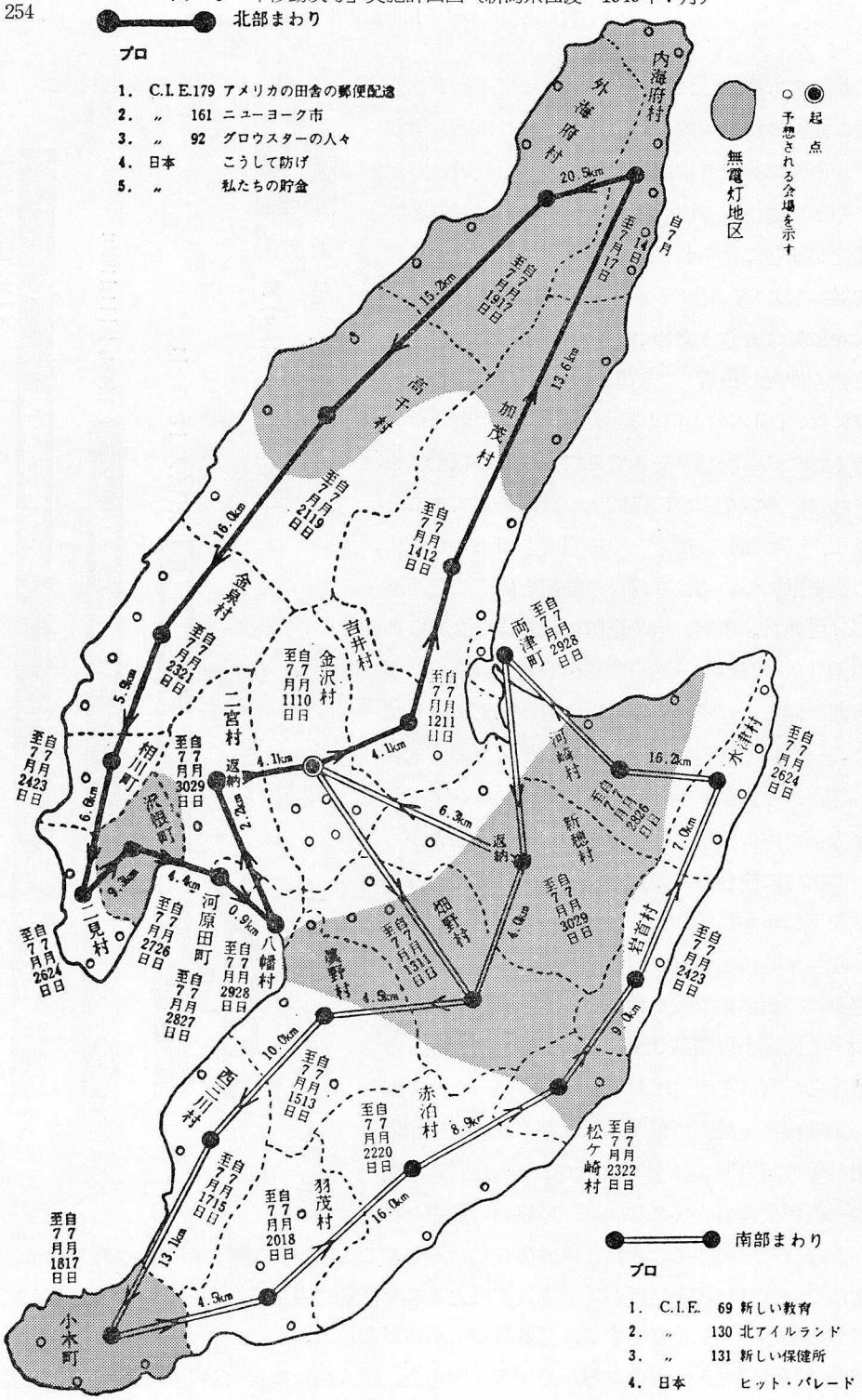

（注）新潟県教育庁社会教育課『社会教育資料』第4集，1950年，p. 19 所収資料により作成。

よび電力不足による停電や低電圧）に悩まされるなど，多くの困難が伴なったが担当者の熱意と地域民の映画への期待に支えられて着実な歩みを進めた。「ナトコ」機材（映写機，スピーカー，変圧器または発電機，スクリーン，映画フィルム，工具，交換部品等）は，リヤカーはおろか，自転車も通れぬ山道さえ，人々の肩に受けつがれてはるばる運ばれ，不安定な画像にもかかわらず，娯楽，文化にめぐまれない人々の熱いまなざしの下で，時として夜半すぎまで繰りかえし映写がつづけられた[24]。反面，常設映画館のある都市部では，フィルム絶対数不足の初期においては「ナトコ」映画の上映が歓迎されたものの，興行映画の製作，配給が復旧するにつれ，低調となりがちの傾向があった[25]。

映写機の配置や運営態勢に関する順調な進捗状況に比し，映画フィルムの量的，質的な充足はおくれがちで，とかく映写活動の重大な隘路となった。このことは，「ナトコ」が軍用機器の転用により急遽具体化し，必ずしも広報計画の一環として周到な準備をふまえて着手されたものでなかったことを如実に物語っていた。全映写機の全国配置が完了した時点で，1台当りの CIE 映画フィルムの平均本数が2本にも満たず（**表—4** 参照），併映可能の日本製教育映画（文部省の教育映画等審査委員会の審査を経たもの）を加えても3本たらずの

表—4　CIE 映画の封切本数

時期区分	CIE 映画封切総数	〔日本映画内数〕	累計
'48年11月末まで	61	〔2〕	61
'49年4月末まで	27	〔2〕	88
'49年11月末まで	47	〔4〕	135
'50年4月末まで	32	〔1〕	167
'50年11月末まで	54	〔14〕	221
'51年4月末まで	68	〔9〕	289

（注）民間情報教育局編『CIE 映画日録』('51.4.1) により作成。

現実[26]は，配当映写機をフルに稼働せしめるのを妨げ，ひいては発社103号に現定された稼働日数（1台当り1カ月20日以上）の到達を困難ならしめた。この事態に，GHQ 民間情報教育局では，米国内製作の作品に加えて，イギリス，オーストラリア，カナダ等の教育・文化映画フィルムを取りよせる一方，日本国内での製作を進め，ないし，日本製映画を買い上げ CIE 映画として配給する方途を講じフィルム数の確保を図った。海外から到着したフィルムは，日本語に吹き替えられ，ないし字幕スーパーが入れられた後，都道府県別の個有ナンバーを有するコピーが作製されて，解説用パンフレットとともに各地に送られた。

このような，CIE 映画フィルムの準備状況から，その内容にも，地方軍政部が取り組んでいる，時々の広報計画と合致せず，ないしは，その必要を満たし得ず，あるいは，日本人の

表—5　CIE フィルムの概要（'47—'51年）

区分		本数	内容
政治	政治	9 (1)	選挙，政府，地方自治，三権分立，国会，「デモクラシーの一例」「わが町の出来事」
	法律	3 (1)	立法過程，裁判
	議事	3 (2)	議会，議事進行
	国際関係	19 (1)	国連憲章，国際紛争，対外援助，ユネスコ，「武装なき国境」「自由のための戦い」「共産主義の足跡」「ソ連はこう考える」
産業・経済	産業一般	3	
	農林水産	21 (2)	農業経営，防風林，牧畜，漁業生産組合，「山林を守る」，共進会
	鉱工業	10	規格基準，安全設備，設計，組立式住宅，「鋼の町」，「夢の設計者」
	運輸	12 (1)	港湾，機関車，近代輸送，道路，トンネル，鉄道，運河
	経済	6 (2)	水力利用，食生活，貨幣，食糧問題，石炭
社会	社会一般	12 (1)	協同組合，子どもの遊び場，非行，世論，災害復興，「農村生活改善」
	社会福祉	3	共同募金，「再起の試み」「働く少年の楽園」
	教育	23 (3)	「勉学の自由」「町も学校」「先生の仕事」，新教育，大学教育，女子大学，学校改革，ホーム・プロジェクト，「問題を解決する町」
	医療保健	18 (1)	「明日の医学」，結核，医学教育，珪肺病，「保健所と体育館」，公衆衛生
	労働	8 (2)	組合学校，労働組合，苦情処理，働く婦人，自動車工，サラリーマン「国際自由労連」「働く七つの権利」
	警察	4	警察活動，警察官，「新しい警察」
	郵便	4	「郵便を守る人々」
	新聞	5 (1)	新聞の自由，地方新聞，「高崎での話」
	放送	1	テレビジョン
	映画	2 (1)	「新しい眼，新しい耳」，16ミリ映画
	防火	4	消防施設と活動，消防学校
社会団体・施設	青少年活動	11	赤十字，YMCA，少年クラブ，「青少年の補導」「公民教室」，キャンプ，「明日の市民たち」
	婦人活動	8 (4)	「婦人と共同社会」「働く婦人」「この妻の願いを」「腰のまがる話」「伸びゆく婦人」
	図書館	6 (2)	国立図書館，「書物だけでなく」「ぼくの夢」「図書館の宝索し」「格子なき図書館」
	博物館	5	児童博物館，自然科学博物館
	公民館	1 (1)	
	公園	1	国立公園
娯楽・スポーツ	スポーツ	9	野球，スキー
	レクリエーション	6	「余暇を生かして」「スクエアダンスを踊ろう」「動物園」
	音楽	13	トスカニーニ，トロント交響楽団，フォスター名曲集，民謡
	演劇	3	
	絵画	1	
その他	地誌	24	米国各州，各都市，オーストラリア，カナダ，メキシコ，ブラジル，ニュージーランド
	時事	16	世界ニュースフラッシュ，フィルムスケッチ，海外の話題
	風俗	2	
	科学	4	原子力，火
	語学	6	
	子供向物語	6	

（注）・'51年4月1日現在のフィルム目録（CIE 編）により作成した。（同年末日までの封切予定を含む）
・内容は，複数の主題をもつフィルムについては要約して提出したが，その他はタイトル名（「　」）を掲げた。
・フィルム数欄の（　）は，日本製フィルムで内数である。

生活実態と余りにも懸隔し所期の効果が期し難い事態も往々惹起されがちであった。

表—5は，1949年4月1日現在の CIE 映画フィルム299本を内容別に区分したものである。同フィルムは翌年5月には講和条約発効に伴ない，当初の使命を終え整理再編（USIS映画と改称）されることになるので，当該フィルムは「ナトコ」全盛期のフィルムの全容が包括されていると見ることができる。

まず，地誌・紀行的内容，スポーツ・リクリェーション・音楽番組，さらにはニュース映画の転用と見られる作品が，かなりの数に達しているのが目立つが，これは欧米諸国の風土や時事問題に対する視野，見聞を広めようとするねらいも無論あったが，既存フィルムをそのままの形で急ぎ受け入れ，利用する上での便宜が大きく係っていたことは否めない。

政治，社会諸制度に関する実践例を紹介し，その近代化，民主化過程への認識を深めるとともに，近代社会，民主社会の成否として目覚を促すことを企図したフィルムも大きな比重を占めているが，これらの中には，出来あいの作品の購入に止らず，日本向けに別途発注し作製したものと見られる，すぐれた作品も多く含まれていた。ことに，国民生活と密接に結びつく教育，保健医療，労働関係，各種産業については相当数のフィルムが用意された。教育問題をテーマとするフィルムでは，学校や教師の仕事の内容についての一般的解説，新しい教育理念や教授法の紹介に加えて，学校統合，教育委員会の組織運営，PTA 活動の在り方がとりあげられた。また，保健医療関係では，公衆衛生と予防医学の重要性を強調する作品が目立ち，病気の症状と予防法，保健所の役割等のテーマが描かれた。さらに，労働関係としては，各種勤労者の職務，待遇，生活を紹介し，労働組合の結成，労使交渉上の指針を提示する作品が用意された。加えて，各種の産業関係フィルムによって，経営の合理化，生産性の向上，経済効果，安全対策等の現状と展望が提示された。この外，選挙制度，三権分立，納税制度，地方自治等の理念と在り方についても重要なテーマとして取りあげられた。

一方，婦人や青少年の活動，公民館・図書館・博物館の機能，会議の手続や新聞報道の在り方を主題とする作品群も少なからざる比率を示した。これらは，婦人や青少年の公共的活動を通じて，社会人としての責任を目覚させ，併せて正確な情報の提供や公的研修の施設や機会の充実によって国民一般の民主主義に対する意識基盤の確立を期すべく用意されていた。

各都道府県軍政部民間情報課は，折り折りの重点政策課題に即して広報計画を立て（前掲**表—1**　中の内容上の優先項目参照），その一環として当該 CIE フィルムの活用を図った。しかしながら，実際には，つぎのような諸事情がからんで，必ずしも所期の効果をあげ得なかった。すなわち，第一に，フィルムの絶対数不足と関連して，必要な主題の作品が得られず，広報活動における映画の特性を発揮できなかったことである。たとえば，供米，納税，政治意識（選挙，地方自治，市民としての権利，義務）の啓発は，常に，重点的広報事項に位置づけられながら，これらのテーマに関して用意されたフィルムはきわめて少なく，長期

にわたって繰り返された啓蒙活動において，とうてい中核たる地保を確保し得なかった。また，すぐれたフィルムでも，到着のおくれから，その効用が大きく減退する場合も少なくなかった。たとえば，1948年10月—12月期の最重点事項とされた「教育委員会の趣旨徹底」に関して，「新しい村の学校」(CIE 映画番号354) は，まさに格好の作品であったが，1951年に至りようやく配給される有様で，教育委員会の在り方が問われ人々の関心が高まった肝心の時期に，その持ち味を生かし切れなかった[27]。

第二は，フィルム選択の基準，製作意図と視聴する日本国民の意識，生活の実態との間に大きなへだたりがあり，作品のねらい，趣旨が必ずしも円滑に伝達されず，有効性を発揮し得ない場合も少なくなかった。製作にあたり，政体（君主制民主主義）の似たイギリスやオーストラリアを舞台としたり，画面中にさりげなく日本や東洋との係りをもつエピソードを挿入したりして異和感をやわらげる工夫を加えたが，風土，民族性，生活様式・水準の相違に由来する「ずれ」は，日本語吹き替えにあたっての未熟さと相俟って依然として解消されず，とかく，異国や異文化に対する物珍しさと驚きの域に止り，主題の理解に立ち至らないで終息しがちの傾向があった。このことは，「(「ナトコ」映画は) 従来の教育映画と異なり充分興味がもて，ニューセンスに富んでいて公開希望申込が多く甚だ好評である」[28] との評価があった反面，関係者からつぎのような指摘がなされていることからも裏づけられる[29]。

「一般に，CIE フィルムは田舎の人々にとって難しすぎて理解できない。フィルム中に用いられている例は，人々の平均的知識や経験の範囲を超えている。このため，人々は農家が共同でトラクターを買っていた事実は記憶に止めるが，何故農家が協同でそれを買わねばならないかについては記憶に残らない。」

4. 「ナトコ」に見る民間情報政策の変容

「ナトコ」による広報活動の展開は，連合国軍の民間情報（広報）に関する諸施策の中ではやや立ちおくれの傾向があり，一連の占領政策を支援し実効を高める上で十分その機能を発揮し得なかったきらいがあったが，迅速な実施態勢の確立，効率的な運営，さらには日本側関係者の熱意等によって，きわめて短期間の実践にもかかわらず色濃い痕跡を残した。

つまり，「ナトコ」の導入が，既成の枠組から脱して新たな局面の展開を促すきっかけとして有効に作用したことは否めない。その第一は，社会教育における視聴覚機器利用上の組織・運営の基盤が確立されたことである。とかく，学校教育の方法にすぎないととらえられがちであった視聴覚媒体を成人教育に広く取り入れ，しかも専任の担当者を都道府県教育当局に配置し成人向けの視聴覚教育計画の立案，実施の責任を有する枢要な立場として位置づけ，かつ，機材の受け入れ，整理，利用，修理に関する体系的な管理システムが形成された。

第二は，視聴覚教育を教育学理論をふまえた発展的過程としてとらえる考え方を一般化させる契機となったことである。つまり，映画等の具体的手段を用いることにより抽象的概念を短期間に効果的に形成せしめ，しかも，創造的自発的活動への意欲を伸ばすところに視聴覚教育のねらいを設定し，そのために周到な準備と工夫（視聴後の討論等）を強調する理論（E・デール，C. F. ホーバン等）が「ナトコ」とともに紹介され，そして「ナトコ」とともに普及して行った[30]。

第三は，鮮明な画像と忠実度の高い音質を誇る「ナトコ」に刺激されて，国産十六粍映写機が，従来の無声主体からトーキ化へと急速に進み，かつ性能の著しい改善が図られ，このことが映画教育の見直しを促し，需要の増大が良質の教育・文化映画を生み出すに至る，視聴覚教育の普及振興への連鎖的現象が生じたことである[31]。

第四に，全国各地の広範かつ多くの人々に対し，映画を通じて異文化に接する機会を附与し，時代の転換を認識せしめる上できわめて効果的な役割を果したことである。ことに，日頃，文化施設に恵まれない農山村，就中，山間僻地，無電灯地区の住民に与えた驚嘆，衝撃は計り知れなかった[32]。

このような鮮やかな「ナトコ」の軌跡と，高水準に維持されたその稼働実績とは裏腹に，民心は，やがて急速に「ナトコ」の画面から離れて行った。それが，単に，教養よりも娯楽を求める観衆の欲求，ないし，生活実態と余りにかけ離れた内容，筋立てに対する異和感，ないし，翻訳調，教訓調で押しつけがましい語り口への反感等に起因するに止らず，より根源的には，フィルム傾向の微妙な変化を敏感に察知した対応に外ならなかった。つまり，朝鮮半島をめぐる東西両陣営の対立と政治的，軍事的緊張の高まりは，CIE フィルムの企画，製作にも反映し，反共主義に貫ぬかれた政治教育的内容を主題とするフィルム（「侵略に答える国連」，「国連と世界の紛争」，「ソ連はこう考える」，「自由のための戦い」，「共産主義の足跡」等）が優先的に配給，上映されるに至り，従来，占領目的の枠内という制約はありながらも露骨さが比較的おさえられ，教育・文化映画として保たれていた品位と格調が失なわれ，性急な時局対策的映画のイメージが強まるにつれ，次第に民心を遠ざける結果をもたらしたのである。

このことは，結局，前記G-IIの，占領機構中枢内における勢力伸長と，そのGHQ/SCAP内各局ことに民間情報教育局への影響力の拡大に伴なって惹起されていた。マッカーサーの側近の一人として占領政策の帰趨に大きな発言権を擁していた，G-II 部長，ウィロビー少将は，その経歴と信条をふまえて早くから東西の対決を予測し，それに即して対日占領政策の基調を反共主義で貫ぬくことを主張し，同じマッカーサーのブレーンで，民主化の徹底こそが長期的展望に立てば自由陣営の利益に直結すると主張するホイットニー民政局長（Brig. Gen, C. A. Whitney）と鋭く対立していた[33]。永年，太平洋戦線で軍情報関係要務を一手

に掌理し，対日占領の途を切り開いたことを自負するウィロビーは，一旦は，その手足であった軍諜報部（MIS）所属の CIC を，GHQ/SCAP 内に新設された民間諜報局（CIS）に委譲し，戦犯の逮捕，自由主義者の追放解除，公職追放，日本側警察・公安組織への援助等，占領地行政の遂行に伴なう対民間の情報収集および実務機能を同局に委ねたが，初期の非軍事化政策が一段落するや，同局を GHQ/SCAP から切り離し，事実上，G-II の直轄機関とすることによって（1946年5月3日），従前と変らぬ権限を行使できる体制の構築に成功した（前掲**図—1**参照）。このまきかえしは，まさに，「占領下民間情報（諜報）活動の顕著な転回点」[34] を意味した。以来，民間諜報局（CIS）の諜報活動策定中枢において，右翼対策（rightist surveilance —— general activities branch）と，左翼対策（leftist surveilance ——special activities branch）との活動比重が逆転し，後者の機能が重視される兆候が見え始め，次第に強化されて行った[35]。

民間諜報課に比し，GHQ/SCAP 内に留った民間情報教育局の民間情報（広報）担当諸課は，占領機構上，米国太平洋陸軍（USAFPAC）の G-II の直接的な支配下には置かれていなかったが，当該 G-II が SCAP の G-II をも兼ねていたため程度の差はあれ同様の立場にあった[36]し，加えて，地方レベルにおける広報活動の実施が USAFPAC 下の地方軍政組織に依存せざるを得ない実態からみても，その影響を免れ得なかった。

GHQ/SCAP 民間情報教育局による広報活動にあきたらなかった G-II は，地方軍政組織を通じて手持ちの軍用視聴覚機器の活用を企図し，まず，地方軍政部における態勢の整備を働きかけることから着手した。地方レベルの広報活動が，CIC の諜報活動にくらべ，明らかに弱体であることをふまえ，民間情報部門を民間教育部門から切り離し独立せしめることによって，その組織，機能の拡充を期した（1948年3月）のである。

かくして，「ナトコ」の実施態勢がにわかに整い，間接統治形態においては異例にも，管理運営に軍政部が直接関与するシステムが形成され[37]，しかも前記公式文書（通牒）中に明示された。当初，CIE フィルムの選定，製作の企画立案に裁量の余地が残されていた GHQ 民間情報教育局教育映画課の職分も，やがて，特定フィルムの優先配給の過程をへて，G-II の単なる事務機関へと化して行った。

注

1) 『近代日本教育制度史料』第16巻 p. 292
2) Eighth U. S. Army "Provisional Manual for Military Government in Japan" 1948年 p. 68（『GHQ/SCAP Records』CAS (A) 1104
また，同文書中に収められている「地方軍政部の任務」に関する準則中には，「連合国軍総司令官の命令に関し，日本人の遵守状況を監視し点検（observe and check）する」ことに次いで，「日本人に占領のねらい，命令の計画の内容について啓発（inform）する」ことがその使命として掲げられている（同書p. 8）。
3) 竹前栄治『占領戦後史—対日管理政策の全容』1980年 p. 36

4) 思想の科学研究会編『共同研究　日本占領軍，その光と影』上巻　1978年　p. 121
5) 米極東軍（米太平洋陸軍が'47.2.1に改称）が編纂した太平洋戦争開始から対日占領初期に至る諜報関係記録文書（"Inteligence Series" 全9冊　1948～50年，マイクロフィルム化され国立国会図書館に所蔵）があり，G-Ⅱ略史，軍諜報局（MIS），統合諜報局（AIB），統合通訳翻訳局(ATIS)，統合地理局（AGS），諜報専門部隊（TIU），対敵諜報部隊（CIC），民間諜報局（CIS）ごとに詳細な記述がなされている。
なお，これら諜報関係諸部隊における日系二世の立場，行動については，下記の文献にくわしい。
ジェームス・小田，『ある日系米兵の手記』，1973年，あゆみ出版
ジョーゼフ・D・ハリントン，妹尾作太男訳，『ヤンキーサムライ ―― 太平洋戦争における日系二世兵士』1981年，早川書房
6) "Organization and Activities of GHQ/SCAP and FEC" p. 99（『GHQ/SCAP Records』AG (D) 3092-4)
7) 「軍政」と呼称することに固執し，戦時さながらに第八軍の編成に軍団制を残存せしめたこと等に顕著に現われている。（拙稿「対日占領における地方軍政」 ――地方軍政部教育担当課の活動を中心として――」『教育学研究』第49巻2号，1982年，p. 1参照）
8) 民間諜報部（CIS）は，対敵諜報部隊（CIC）民間検閲部隊（CCD）等，GHQ/SCAP 下の局としては異例にも，全国に配備されその手足たり得る執行組織（軍諜報部 MIS の組織移譲）をもち，また，警察，消防，刑務所をも所轄するなど「占領における FBI」(the FBI of the theater) といわれ，強力な権限を有していた。中でも CIC は，その中核たる最重要の組織 (the most important operating agency ② p. 16) で，地方軍政部同様，二軍団制（京都，(仙台）の下各府県に末端組織をもち，単に情報収集のみならず警察に相当する権限を有していた(① p. 30，p. 96)。戦場においては常に最前線に位置し，占領にあたっては先遣部隊としての役割を果す等，軍事的にはきわめて重要な位置を占めた。これが，「CIC なしでは占領軍は暗やみの中で行動する外ない」(① p. 119) といわれる所以であった。
① GHQ/FEC "A Brief History of the G-2 Section, GHQ, SWPA and Affiliated Units" 1948年
② GHQ/FEC "Operations of the Military Inteligence Section, GHQ, SWPA" 1949年
③ GHQ/FEC "Operations of the Counter Inteligence Corps in the SWPA" 1949年
9) SCAP General Order No. 22
CIS は「G-II の実働機関」(the operational agency for G-II) になった，と評された。
GHQ/FEC "Operation of Civil Inteligence Section GHQ, FEC and SCAP" 1948年 p. 61，p. 113-4
10) 前掲「対日占領における地方軍政」，1982年，p. 4
11) Fighth U. S. Army "Provional Manual for Military Government in Japan" 1948. 9.1 p. 8（『GHQ/ SCAP Records』CAS (A) 1104)
12) 檜垣良一（文部省芸術課長）「ナトコ受入体制を語る」(『映画教室』2巻3号，1948年，p. 16
文部省の当該通牒案（タイプ10頁）は，下記に収められている。
「文部省檜垣芸術課長文書」(『戦後教育資料』Ⅷ-121)
13) 「ナトコ」の貸与および受け入れ準備についての内達は，1948年3月初旬に，文部省から各都道府県になされた形跡がある（秋田県教育委員会『教育あきた』第5号，1949年，p. 45，九州連絡調整事務局「執務報告」第4号，『外務省外交資料』A′ 0103 p. 61，東海北陸連絡調整事務局「執務報告」同 A′ 0098p. 125)。しかしながら，詳細な実施要領が正式に都道府県関係者に示されたのは，同年夏に招集された全国教育部長会議においてであったものと見られ（関東視聴覚ライブラリー委員会『視聴覚教育の在り方』1952年，p. 105)，このことは，埼玉県が8月30日付で県下各地方事務所あて発した「アメリカ政府所有十六粍発声映写機の受入れについて」（木村泰夫『埼玉県終戦教育資料公文書集録』1967年，p. 196-8）の内容が，実施計画案ときわめて類似していることから確認し得る。
14) 『近代日本教育制度史料』第27巻，p. 561-3
15) 『映画教室』3巻3号，1949年，p. 16
16) 『GHQ/SCAP Records』CAS (A) 292
同施行命令による「ナトコ」増配によって，各都道府県軍政部20台，地区軍政部20台の割合で配置されることとなった（秋田県教育委員会『教育あきた』1949年，p. 43)。

四国軍政部 "Motion Picture Projection Equipment for the Education and Reorientation of the Japanese" 1948年6月『GHQ/SCAP Records』CAS (C) 6098)

17) 就中，映画技師の養成，および免許状交付には「唯一の責任者」とされ，教育長，社会教育課長の職印が通用しなかった。

18) このことは，日本側関係者の下記のような対応，受けとめ方に如実に反映されている。

「運営上慎重を期し，ナトコ関係文書は必ず市長が目を通し決裁した」（駒野侑<新潟県「ナトコ」技師>メモ，1978.8.14）

「(「ナトコ」の運営体制は）好むと好まざるとにかかわらず，受身の形で発足した」（大分県教育委員会『大分県教育十年のあゆみ』1959年，p. 125）

「(視覚教育係長の）免許状授与権とともに，フィルムライブラリーに対する運営上の権限についても，全国主管課長会議で問題とされ，たびたび文部省に改正方申し入れがなされた」(『宮城県教育百年史』第3巻戦後編，1975年，p. 247)

19) 昭和23年度の視覚教育係所管予算額は，一県平均152万円であったが，翌24年度には270万円に急伸した（『映画教室』3巻6号，1949年，p. 13)。

同経費の，社会教育関係費中に占める割合は，たとえば，宮城県では4分の3（303万円中228万円，昭和24年度）で，この傾向は1952年まで続いた（前掲『宮城県教育百年史』p. 247)。

20) 『GHQ/SCAP Records』CAS (A) 294

21) 同施行命令3項(1)—(2)参照。

第一軍国軍政部民間情報課が管下軍政部民間情報担当官の手引書として用意した文書（"Civil Information Digest" vol. 1 No. 1 '48年5月 p. 5）には，「ナトコ」運営上，各担当官に課された職務は各府県視覚教育係長の背後にひかえ，働きかける（push）ことであるし，具体的に，助言（suggest)，支援（support)，奨励（stimulate)，調査（survey）の「4S」を掲げている（『GHQ/SCAP Records』CAS (C) 5499)。

22) 映画技術免許取得者の過半数は学校の教職員で占められたが，これは，1. 当時社会教育施設・団体が未成熟で，多くを地域の学校の教員に依存せざるを得なかったこと，2. 当時，学校教育においても「映画を見る学童600万組織運動」，「映画教育運動」等を通じて教育映画利用への関心が高まりつつあったこと，3. 各府県教組が地域文化活動の一環として教員の社会教育への参加を奨励し同講習に協力したこと，等の諸事情が反映された結果であった。（日本映画教育協会『視聴覚教育のあゆみ』1978年，p. 61-3，『映画教育』2巻6号，1948年，p. 20）

23) 日本教育映画協会の下記調査データによる。

『映画教室』3巻3号，1949年，p. 19-21

『映画教室』2巻2号，1947年，p. 22-4

24) 移動映写活動に関する実践記録は数多いが，下記に収められた関係者の回想記，談話は真に迫り感動をよびおこす。

「ナトコは行く——山を越え谷を渡り」『教育秋田』第5号，1949年，p. 46-7

「新潟県ナトコ関係者座談会記録」『戦後教育資料談話シリーズ』1980年7月11日収録，テープ番号 8004～5

新潟県視覚ライブラリー編『新潟県視覚ライブラリーの歩み』1974年，p. 20-1

25) たとえば，名古屋市では，「ナトコ」映画会への参集者が少なく，軍政部の手前，動員に頭を悩ましたといわれる（東海社会教育研究会編『東海の社会教育』第21号，1978年，p. 90)。

26) 1949年2月1日現在の調査によれば，東北，関東両地区において，「ナトコ」映写機363台に対し，CIE映画総フィルムは606本，1台当り1.7本で，これに国産フィルムと加えても2.6本にすぎなかった。(新潟県フィルムライブラリー『マンスリーニュース』No.3，1949.2.28 p. 2)

27) 同様に，教育関係の下記のようなフィルムは，内容，構成ともにすぐれ，啓蒙用として利用度の高いものであったが，教育施策の進捗に比し，配給開始がいかにもおくれ，その効果の減退は否めなかった。このことは，他の分野においても同様であった。

18「みんなの学校」(配給開始 1948.4.1)

69「新しい教育」(同 1948.11.12)

199「学校の改革」(同 1950.10.6)

28) 四国連絡調整事務局「執務報告」1948.6.30『外務省外交資料』A′ 0102 p. 45

29) 千葉軍政部民間情報課「定期活動報告」(1948年10月)『GHQ/SCAP Records』CAS (B) 3239 同年9月の京都軍政部，岐阜軍政部各民間情報課の報告書中にも同様の指摘がなされている。

（同書 CAS(A) 1896, 3254）

30) 檜垣良一（文部省芸術課長）「視覚教育指導者講習会における講演草稿」全10頁（『檜垣文書』所収）
関東地区視聴覚ライブラリー委員会『視聴覚教育の在り方』1952年，p. 15-7
ナトコによるフィルムの映写活動が，日本人の国際情勢に関する啓蒙や民主化への認識を深めしめる上で十分な効果をあげるためには，単に映画に接する機会を提供するに止らず，映画終了後，当該主題をめぐり討論を行なうことが奨励された。このため，各フィルムに添付されたパンフレットには，内容梗概，映画会の企画実施方法，展示品の指示等に加えて，必ず討論の進め方，討論課題の例示がなされた。しかし，会場の問題（大講堂，野外），観衆の問題（娯楽としての映画認識，討論に対する不慣れ，年齢経験の広範多様性），司会者の問題（司会技術の未熟，準備不足），フィルム自体の問題（絶対数不足のためテーマによる番組編成不可能，観衆の問題関心や実生活から遊離した構成・内容）等々の諸事情は，その意図が達せられるためにはあまりにも複雑かつ多難であった。

31) 「ナトコ」映画に対する観衆の素朴な感動，驚嘆の様子は下記に鮮やかに描かれている。
林　正（岐阜県視聴覚係長）メモ，1978.10.19
丸山林松（新潟県ナトコ技師）メモ，1978.7.31

32) 思想の科学研究会編『共同研究日本占領』1976年，p. 145

33) GHQ/FEC "The Operation of Civil Inteligence Section GHQ, FEC and SCAP" 1948年 p. 61

34) GHQ/FEC "A Brief History of the G-II, GHQ SWPA and Affiliated Units" 1948年, p. 115
GHQ/FEC "Operation of the Military Inteligence Section GHQ, SWPA/FEC/SCAP 1948年 p. 130

35) CIS が G-II の直轄となった直後に，GHQ, CIE のコンデ映画課長が職を追われていることは，同課に対するウィロビーの影響が既に現われ始めていたことを物語っている。

36) 「ナトコ」実施計画過程における軍（G-II）主導実態については既に見たが，「ナトコ」機材に表示されることになった標識が，当初の「米国政府所有」(property of the U. S. Government) から「米国陸軍所有」(property of the U. S. Army) へと変えられている経緯にも象徴的にうかがえる。

〔附記〕
本稿の記述は，多くの地方軍政部係官および日本側「ナトコ」関係者から提供された資料，談話，メモ等に負うところが少なくない。また，「ナトコ」映画フィルムの内容分析にあたり，その探索に全国各地の図書館，視聴覚ライブラリーから全面的なご協力を得た。これらのご厚意に心から感謝する。
なお，収集した文書資料，談話録音テープ，ＶＴＲテープ，映画フィルムはすべて整理し，大阪大学人間科学部教育制度学研究室に保存してある。

"Japanese Adult-Education Program through 16mm Sound Projectors and Films loaned by SCAP"

Akira ABE

During the World War II the Japanese people had been kept from the knowledge of the international situation by pressure of militarism and ultra-nationalism: hence they had no correct concept of democracy, not to speak of the world's situation. So with a view of effecting the enlightenment of them in the world situation and democratization of Japan, GHQ/SCAP decided to loan 16mm sound projectors (called NATCO) and films to each prefecture. By the end of 1948 about 1000 projectors and about 2500 motion picture films were transfered to every prefectural government.

The programs for utilization of them were the following;

1. The prefectural authorities establish the Visual Aid Unit in the Social Education Section. The Social Education Section appoints one full-time chief (Visual Aid Officer) and any other neccesary personel. The responsility of the prefectural Visual Aid Uuit is the planning utilization of film and equipment.
2. The prefectural authorities establish, within the Central Library of the prefecture, a Film Library Unit. The prefectural library furnishes at least two full-time service members, one of whom is a librarian and the other is in charge of the booking business. The Film Library Unit is responsible for all details of shipment, booking and record keeping.
3. The prefectural authorities establish a Regional Equipment and Service Center in co-operation with other prefectures of their respective region. The duty of the regional service center is the repair and maintenance of equipment, the distribution of film and equipment and the maintenance of a regional film library.
4. A minimum of twenty daily showing per month is made with any machine issued on extended loan.
5. The prefectural authorities put into practice the travelling showing of the films. Since 35% to 50% of the Japanese people are secluded from the picturehouse, the program is especially important.

   The number of travelling showing groups in each prefecture;

   5 groups in a large prefecture
   3 groups in a medium-sized prefecture
   2 groups in a small prefecture

In the performance of this program Military Government Teams (prefectural and regional) played very important parts. The Visual Aid Unit and the Regional Equip-

ment and Service Center were under the strict supervision of each M. G. Team. And many reports (film exihibition shcedules, film showing reports, monthly narrative reports of operation and so on) were sent punctually to M. G. Teams from above NATCO operating units.

Consequently many Japanese people had chance of seeing movies with powerful sounds and sharp pictures and were enlightened on the world situation and democratization. But they gradually were disappointed. It was caused by the lack of numbers of films and the tendency of films. Every film library had only 135 films for 35 projectors in each prefecture (1949). They were too few to satisfy people's varous demands. On the other hand narrow-gauged for anti-communism came reign supreme by the support of G-II (GHQ/SCAP, FEC). Their forcing or self-satisfactive tendency urged to estrange people's hearts.